



令和7年度 国立大学法人北海道大学 社会人採用試験案内

この採用試験は、民間企業等で一定期間以上の勤務実績をお持ちの方、もしくは国立大学法人北海道大学の契約職員及び短時間勤務職員を対象として、一般事務業務に従事する職員を採用するために実施する試験です。

概 要	
試験受付期間	令和7年9月1日（月）9時00分～令和7年9月16日（火）17時00分（必着）
第一次試験	令和7年10月19日（日） 筆記試験（基礎試験及び適性検査）
第二次試験	令和7年11月中旬（予定） オンライン面接により実施
第三次試験	令和7年11月下旬（予定） オンライン面接により実施
最終試験	令和7年12月上旬（予定） 対面面接により実施
採用年月日	令和8年4月1日 ※欠員の状況によっては、最終合格後、直ちに採用される場合があります。

1. 職種、採用予定数、職務内容、勤務場所

- | | |
|-------------|--|
| (1) 職 種 | 事務職員（係員） |
| (2) 採用予定数 | 10名程度 |
| (3) 職 務 内 容 | 事務局、部局等の事務部又は大学病院において、総務・人事、広報、財務、学生支援、研究推進、社会共創、国際交流、医療支援等の業務に従事します。 |
| (4) 勤 務 場 所 | 札幌キャンパス、函館キャンパス及び本学の関連施設に勤務します。
※希望に応じて、函館キャンパス内での異動およびキャリア形成を基本とする「函館限定採用」も可能とします。 |

2. 受験資格

生 年 月 日	職 務 経 験
昭和39年 （1964年） 4月2日以降に 生まれた者	以下のいずれかに該当する者 ① 平成30年4月1日から令和7年9月30日までの期間において、民間企業等における職務経験を5年以上有する者（見込みを含む） ② 令和6年4月1日から令和7年9月30日までの期間において、国立大学法人北海道大学契約職員就業規則又は短時間勤務職員就業規則の適用を受ける者としての在職期間を1年以上有する者（見込みを含む） ※①の民間企業等における職務経験には、会社員、国家公務員、地方公務員、団体職員、自営業者等として、1週間に付き30時間以上の勤務が該当します。（アルバイト、派遣社員、契約社員等を含みます。） ※②の在職期間には、本学学生として在学期間中のものは除きます。
ただし、次の者は試験を受けられません。 ア 禁錮または拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 イ 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者 ウ 日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者	

3. 試験方法等		
区 分	試験方法	試験内容等
第一次試験	筆記試験 (職務能力試験・職務適応性検査)	① 基礎試験 60分 (60題) 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題となります。 ② 適性検査 20分 (150項目) 社会人の職務、職場への適応性などを確認する検査となります。
第二次試験	オンライン面接	第一次試験合格者を対象に実施
第三次試験	オンライン面接	第二次試験合格者を対象に実施
最 終 試 験	対面面接	第三次試験合格者を対象に実施

4. 日程、会場、合格発表			
区 分	日 程	会 場	合格発表等
第一次試験	令和7年10月19日(日) 開場 9:30 入室限度時刻 9:55 試験開始時刻 10:15 終了予定時刻 12:20	北海道大学 高等教育推進機構 (札幌市北区北17条西8丁目)	令和7年11月6日(木)に、合否について個別にメールにて通知いたしました。 ※届いていない場合は、速やかに問い合わせ先へご連絡ください。
第二次試験	令和7年11月中旬(予定) 第一次試験合格者に対して、個別に通知します。	-	個別に通知します。
第三次試験	令和7年11月下旬(予定) 第二次試験合格者に対して、個別に通知します。	-	個別に通知します。
最 終 試 験	令和7年12月上旬(予定) 第三次試験合格者に対して、個別に通知します。	北海道大学事務局 (札幌市北区北8条西5丁目)	個別に通知します。

5. 受験上の注意事項等

- (1) 試験会場内の下見はできません。
- (2) 指定された会場及び日時以外では、原則受験できません。
- (3) 試験会場には駐車場はありませんので、駐車及び送迎は原則禁止とします。
- (4) 第一次試験当日は、①受験票、②HBの鉛筆とプラスチック製の消しゴム、③時計（計時機能だけのもの）を持参してください。
- (5) 第一次試験の合格発表は、登録いただいたメールアドレスあてメールにて実施します。
- (6) 上記の方法以外による合否発表は行いません。また、実施結果にかかる問い合わせには一切応じません。

6. 申込方法（オンライン申込）

- (1) 提出書類
履歴書（様式は本学ホームページから取得できます。）
https://cms.general.hokudai.ac.jp/introduction/R7_syakaijinsaiyo.xlsx
- (2) 履歴書作成方法等
 - ・記入・作成にあたっては、「記入例」「作成要領」をよく読んで正しく記入してください。
 - ・特に職歴A・B欄は誤りがないよう、正しく記入してください。
- (3) 受付期間
令和7年9月1日（月）9時00分から令和7年9月16日（火）17時00分まで

(4) 申込方法

- ①マイナビ転職の「応募フォームへ進む」からエントリーする。

掲載先：<https://tenshoku.mynavi.jp/jobinfo-337956-4-6-1/>

- ②履歴書ファイルを、マイナビ転職からのメールへの返信で送付する。

①でエントリーいただいた方へ、マイナビ転職から自動送信メールが送信されます。

件名「今後の流れについて（国立大学法人北海道大学）」

履歴書作成後、上記メールへの返信として履歴書を添付し、送信してください。

なお、送信にあたり、履歴書添付以外にメッセージの記入等は特段不要です。

※詳しい送信方法はこちらをご参照ください。

<https://tenshoku.mynavi.jp/help/ga/009/>

※両方の作業を完了しないと、受付は完了しませんので注意してください。

※履歴書はエクセルファイルのまま送信してください。

※令和7年9月16日（火）17時00分以降は、いかなる理由があっても受付しません。

※上記申込が完了しても受験資格を満たさないことが明らかな場合は、受付しません。

7. 申込完了後（受験票送付）

本試験の受験申込者には、受験資格等を確認した上で、受付を行います。受付完了後、9月25日（木）までに申込完了メールを送信します。その後、第一次試験の受験票については、令和7年10月10日（金）までにメールで送信を予定しております。10月10日（金）までに受験票が届かない場合は、10月14日（火）までに、問い合わせ先へご連絡ください。

8. 合格者の決定等

- (1) 合格者は、筆記試験及び面接の結果に基づき決定します。
- (2) 受験資格がないこと又は「履歴書」の記載事項に不正があることが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (3) 最終合格後、職務経歴期間の確認のため職歴証明書等を提出していただく場合があります。職務経歴期間が確認できない場合は合格を取り消します。

9. 給 与

基本給、諸手当は、「国立大学法人北海道大学職員給与規程」に基づき支給されます。

10. 勤務時間、休暇等

- (1) 勤務時間、休暇等は「国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程」に定められています。
- (2) 勤務時間は、1日7時間45分（週38時間45分）です。なお、交替制勤務等を要する職場に配属されることがあります。

11. 福利厚生

文部科学省共済組合へ加入することになり、短期給付事業（病気、けが等を受けた組合員に対する給付）、福祉事業（保養施設の利用、貯金等）が受けられます。また、年金は厚生年金に加入します。

12. 個人情報の取扱い

受験申込者及び第一次試験受験者から取得する個人情報は、国立大学法人北海道大学の職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、第三者には提供又は公表しません。

13. その他留意事項等

障がいのある方で、受験の際に要望（車いすの使用など）のある方は、その旨を履歴書送信時のメッセージ欄に記入してください。なお、申込時に記入がなかった場合は、受験の際の要望に対応できない場合があります。

問い合わせ先

担 当	北海道大学総務企画部人事課人事総括担当
T E L	0 1 1 - 7 0 6 - 3 9 0 3
メ ー ル	j-ninyo@general.hokudai.ac.jp
ホームページ	https://www.hokudai.ac.jp/introduction/recruit/shiken/ ◇北大トップページ→採用情報→国立大学法人北海道大学社会人採用試験

◇受験資格に係るQ&A

Q 1 職務経験①の「平成30年4月1日から令和7年9月30日までの期間において、民間企業等における職務経験を5年以上有する者（見込みを含む）」とは、どのような場合が該当しますか。

A 1. 職務経験が複数ある場合は通算します。通算できる職務経験の例は下記のとおりです。

(ケース1)

- ☐ A社での在籍期間2年、B社での在籍期間4年6か月
- ☐ いずれも、週30時間以上の勤務である
- ☐ B社で疾病により、2年間の病気休職歴がある

H30. 4. 1

R7. 9. 30

(A社) 2年 H30. 4. 1 ~R2. 3. 31	空白	(B社) 1年 R3. 4. 1~R4. 3. 31	(B社・病休) 2年 R4. 4. 1~R6. 3. 31	(B社) 1年6か月 R6. 4. 1~R7. 9. 30
---------------------------------	----	-------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

⇒病気休職期間はB社に在籍していますが、1か月以上の休業期間は職務経験期間としてはカウントできません。

⇒A社とB社合わせて4年6か月となるので、「5年以上」の要件を満たしません。

(ケース2)

- ☐ A社での在籍期間7年6か月
- ☐ 週30時間以上の勤務である
- ☐ 出産により、3年間の育児休業期間がある
- ☐ 育児休業以外で、病気休職等による1か月以上の休業期間はない

H30. 4. 1

R7. 9. 30

(A社) 2年 H30. 4. 1 ~R2. 3. 31	(A社・育休) 3年 R2. 4. 1~R5. 3. 31	(A社) 2年6か月 R5. 4. 1~R7. 9. 30
---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

⇒育児休業期間も職務経験期間として通算できるので、「5年以上」の要件を満たします。

Q 2 派遣社員として、A社で平成29年4月1日から令和2年3月15日まで、B社で令和2年3月16日から令和5年3月31日まで働いていました。職務経験5年以上の要件を満たしますか（いずれも週30時間以上の勤務）。

A 2. 職務経験期間は、1か月未満は切り捨てて算定します。

この場合、A社の令和2年3月1日から令和2年3月15日まで、B社の令和2年3月16日から令和2年3月31日までの期間は、それぞれ1か月未満のため切り捨てます。

よって、職務経験期間はA社が平成30年4月1日以降から令和2年2月28日まで、B社が令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなり、合わせて4年11か月となるので、職務経験5年以上の要件を満たしません。

Q 3 会社が倒産しており、合格したとしても職歴証明書等の提出ができません。その後自営業を営んでおりましたが、これらはどのように職歴の証明をすればいいですか。

A 3. 年金加入記録の証明、その他職歴が確認できる書類で代えることができます。
ただし、証明できないことにより職務経験期間が確認できない場合は合格を取り消します。

Q 4 同一期間内の労働契約によりA社で週20時間、B社で週10時間の勤務でしたが、残業等も含めるとA社で週30時間以上働いていました。職務経験として認められますか。

A 4. 同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一方のみの職歴を職務経験といたしますので、A社とB社合わせて週30時間以上の職務経験としては取り扱いません。
ただし、A社のみで職務経験要件を満たしているかどうかは、最終合格後に提出していただく職歴証明書等を確認の上、判断させていただきます。なお、職歴証明書等において受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

Q 5 現在、係長として勤務していますが、係長として採用されますか。

A 5. 本試験の合格者は全て事務職員（係員）としての採用です。

Q 6 北海道大学短時間勤務職員として、平成30年4月1日から令和4年3月31日まで勤務（週20時間）、A社で令和6年10月1日から令和7年9月30日まで勤務見込み（週30時間）があります。受験資格の職務経験①の要件を満たしますか。

A 6. 北海道大学での職務経験も合わせることができますが、北海道大学短時間勤務職員としての期間については「1週間に付き30時間未満」のため、指定期間内の合計職務経験年数はA社の職務経験のみとなります。よって、受験資格の職務経験①の要件は満たしません。

Q 7 受験資格の職務経験について、①もしくは②のどちらが有利になりますか。また、いずれにも該当する場合、どちらで受験申込すればいいですか。

A 7. 受験資格の職務経験の①、②のどちらかが有利、不利ということは一切ありません。
なお、いずれにも該当する場合は、②の受験資格で受験申込をしてください。

※その他、受験申込にあたり不明点がある場合は、事前にメールにてご相談ください。